

高齢者や障がいのある方などを対象に、地区ごみステーションにごみを排出できない世帯に対して、ごみの戸別収集を実施します！

● 対象者(諏訪市民で下記に該当する世帯)

● 65歳以上の高齢者のみの世帯のうち、次に該当する方を含む世帯

- ・要介護2以上の認定を受けた者
- ・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準4ランク以上の者

● 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、次に該当する方を含む世帯

- ・視覚障害1級又は2級
- ・上肢、下肢又は体幹の機能障害1級又は2級
- ・呼吸器機能障害1級

※いざれもごみステーションにごみを自力で排出することが困難で、親族又は周辺の住民などから支援を受けられないことが条件となります。

● 収集方法・収集品目・収集日

● 収集方法

玄関先に分別されて出されたごみの戸別回収

(※玄関先に出されたごみのみを収集します。分別されていないものは収集できません)

● 収集品目 (※大型可燃物、大型不燃物、処理困難物は除く)

- ・燃やすごみー45リットル以下の青色の証紙付指定袋2袋まで
- ・資源物(紙類、プラスチック類、金属類、カン、ビンなど)
ー45リットル以下の市販の透明な袋2袋まで

● 収集日ー毎週木曜日

※原則週一回の収集です。利用者の排出量や状況により収集頻度を決定します。

● 利用料

1回の利用につき 100円 (四半期ごとにとりまとめて納付書で納付)

● 申請方法

①環境課に申請書を提出(代理の方の申請も可)

【添付書類】介護保険証の写し、身体障害者手帳の写しなどの対象者となることがわかるもの

②内容審査

(必要に応じて申請内容について、聞き取りや状況調査を行います。)

③収集決定

(収集の開始日と収集日を通知します)

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：諏訪市役所環境課環境衛生係 電話52-4141 (内線211,212)